

## 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊健軍駐屯地  
西部方面会計隊本部  
業務科長 原島 貴男

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名等：使用済車両売払い
- (2) 規格・数量：内訳書のとおり
- (3) 代金納付時期：法律主管部署（使用済自動車の法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号）第57条第1項）の許可を受けた証明書を受理した日から5日以内とするも特別な理由がある場合、事前調整による。
- (4) 搬出時期：仕様書4.1に示す提出書類の提出が完了した後とするも、官側との調整による。
- (5) 履行期限：令和8年3月27日（金）
- (6) 解体・破碎及び搬出場所：陸上自衛隊健軍駐屯地
- (7) 自動車等番号及び車台番号：付紙のとおり

#### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」C等級以上の格付を保有し、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者なお自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。また契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に規定する「引取業者の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」及び「破碎業の許可」のすべてを満たす者又は、「引取業者の登録」を満たし、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時までに下請負承認申請書及び下請負者が必要な資格を有する証明書を提出し、契約担当官の承認を得た者。

#### 3 契約条項等を示す場所

- (1) 契約条項並びに「入札及び契約心得」掲示場所  
陸上自衛隊健軍駐屯地、西部方面隊ホームページ  
(ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>)
- (2) 公告掲示場所  
陸上自衛隊健軍駐屯地、西部方面隊ホームページ

#### 4 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、現場確認については官側と業者との認識の共有を図ること及び解体作業場所での解体・破碎が実施可能なことを確認する目的で事前に必ず実施するものとする。現場確認については、令和7年10月14日～令和7年10月24日（土日除く8時30分～17時00分）の間、希望日の2日前までに担当者（15項に示す者）に連絡することとし、個別に対応する。現場確認を実施していない業者の入札参加は認めない。

## 5 競争入札の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊健軍駐屯地 会計隊会議室
- (2) 日 時：令和7年10月30日（木）10時00分

## 6 落札決定方法

総額が、当隊所定の予定価格を超えた最高額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上の場合はいくじ引きにより落札者を決定する。

## 7 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除  
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除  
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、落札金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

## 8 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札。
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。
- (3) 電話・電報・FAXによる入札。
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合。
- (6) 下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
- (7) 過去の売払い契約において、解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出のもの。

## 9 契約書等の作成

- (1) 特に示された場合を除き落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項  
「不用物品売払契約条項」  
「売払い物品の解体に関する特約条項」  
「談合等の不正行為に関する特約条項」  
「暴力団排除に関する特約条項」  
「売払い物品の解体に関する特約事項」

## 10 損害賠償請求等

- (1) 車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するものとする。
- (2) 解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するものとする。

## 11 入札書に関する事項

- (1) 入札書については、令和7年10月24日(金)までに受領すること。なお、受領が難しい場合はFAXもしくはメールにて送付する。
- (2) 入札等参加者心得を確認した上で「(当社、私、当団体) は入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。記載がない場合は、競争参加者等として認めない。
- (3) 入札書は消費税抜きの金額を記入すること。

## 12 事前提出書類

### (1) 提出期限

令和7年10月24日（金）12時00分

### (2) 提出書類

ア 資格審査決定通知書（写）。

イ 引取業、フロン類回収業、解体業及び破碎業の4つの業種資格すべて証明できる書類（写）。

ウ 引取業の資格を有し、他の3業種を他業者に下請けさせる者は、引取業を証明できる書類（写）、下請けさせる者の3業種の資格を証明できる書類（写）及び下請負承認申請書を提出。

エ 作業工程表及び細部実施要領書の案。

オ その他、官側が必要に応じて提出を依頼する書類。

## 13 その他

(1) 入札を代表者以外の方に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。

(2) 郵便により入札に参加する場合は、送付用封筒に必ず「(入札日時及び入札件名 入札書在中)」の記載をし、令和7年10月29日（水）17時00分までに必着するように「書留」で郵送すること。この際、送達した旨の連絡を担当者へ行うこと。

(3) 市場調査価格（下見積書）を令和7年10月27日（月）12時00分までに提出すること。

(4) 入札日当日（郵便入札があった場合）に不調となり再度入札を行う場合は、別示とする。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。

(5) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要である。

(6) 駐屯地内での解体・破碎に関しては、仕様書に記載のとおり必ず都道府県知事の許可を受けなければならない。

(7) 所有権移転の時期は仕様書4.1に示す提出書類の提出が完了した時期とする。

(8) 下請負承認申請書に下請負者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等により下請負承認申請の承認に当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認を実施する。確認ができなかった場合は当該下請負を承認しない。電話等による確認期間は、下請負承認申請から令和7年10月28日（火）12時00分までとする。

(9) 入札日当日会計隊会議室の入室時間については、9時45分からとする。

## 14 入札に関する問い合わせ先

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1-1-1

陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部業務科契約班 担当：鳥丸

TEL 096-368-5111（内線4682） FAX 096-368-3579

## 15 仕様書及び現場確認に関する問い合わせ先

陸上自衛隊健軍駐屯地業務隊補給科補給班 担当：後藤

TEL 096-368-5111（内線4767）